



# 市政「未来ポスト」～皆さんの声～

市政「未来ポスト」にお寄せいただいたご意見を紹介します。(一部抜粋)



## 受動喫煙対策について

健康増進法の改正により、7月から学校・病院・行政機関の施設敷地内が禁煙になります。現在、本庁や市民総合センターにおいては、分煙の形はとっていますが、未だに喫煙が許可されています。分煙の形とはいえ、完全に閉ざされた状態でないこともあり、又、7月からの敷地内禁煙に向けて今後の対策をお聞かせください。

健康増進法が改正され、受動喫煙の防止が強化されるにあたり、ご承知のとおり、今年7月1日から行政機関の庁舎等においては敷地内禁煙となります。ただし、行政機関の庁舎等が敷地内禁煙となる場合に、受動喫煙防止措置がとられた「特定屋外喫煙所」にて喫煙することが認められています。受動喫煙防止措置とは、①区画されていること②喫煙場所であることを標識掲示すること③施設利用者が

## 避難勧告発令時の避難場所について

台風第10号の影響により、田辺市田辺に避難勧告が発令されましたが、市の人口を全て受け入れることができる避難場所はあるのか？どこへ避難すれば良いのか教えてください。

避難勧告とは、災害発生のおそれがあり、それにより被害を受ける危険性が高まった地域の住民に対し、自身の身を守るため、早めの避難行動を促すものです。

しかし、避難勧告の発令により、その地域にお住まいの方全員が、必ずしも市指定の避難所へ避難しなければなりません。発表されている気象警報やご自宅の状況、その場所想定される災害により、避難の必要性が異なるためです。例えば、大雨により河川氾濫の危険性がある場合、高台や河川から離れた場所にお住まいの方や、自宅が河川付近

通常立ち入らない場所に設置することの3つの条件が満たされていることを指します。本庁舎につきましても、現在庁舎内に設置してあります喫煙室を閉鎖し、屋外に受動喫煙防止措置を行った新たな喫煙スペースを設ける予定としております。次に、市民総合センターにつきましても、現在の喫煙場所が屋外にあり、区画された、施設利用者が通常立ち入らない場所にあります。このことから、現在の喫煙場所は改正健康増進法による受動喫煙防止措置の2つの条件を満たしている屋外に設置されているので、満たしていない条件である「喫煙場所であることを標識掲示する」対策を行います。各行政局庁舎等においても、改正健康増進法における必要となる受動喫煙防止対策を講じてまいります。

【総務課 人事係】  
※令和元年7月現在、本庁舎の屋外に受動喫煙防止措置を行った新たな喫煙スペースを設けております。

学校のエアコンについて  
今日は、小学校の参観日に行つたのですがクーラーのない学校でみんな汗だくで、授業を聞きながらみんな汗をふいてました。今日は蒸し暑く熱中症注意報も警戒レベルでした。  
順番にエアコンがつくとはいえ、子供たちが体調崩す前になんとかありませんか？

教育委員会では、普通教室等へのエアコン設置につきまして、平成30年度、令和2年度の3か年計画で事業を実施しています。平成30年度（昨年度）は、エアコンが設置されていない全小中学校の普通教室を対象に、エアコンを設置するための設計業務を実施するとともに、平成30年度の年度末から令和元年度の年度当初にかけて、全中学校と小学校1校のエアコン設置工事を発注し、1学期から夏休みにかけて工事を進め、2学期からエアコンを利用しています。令和2年度には、全小学

であつても、浸水の危険性がない建物の高層階にお住まいの方などは、避難の必要性は低いと判断される可能性があります。また、安全と思われる地域に親族が居住されている場合は、そちらに避難される方もいらつしやいます。このように、避難勧告の発令による避難先は、ご自身が安全と判断した場所であれば、市指定の避難所でもかまいません。本市が作成したハザード

マップ等を活用し、事前に備えるべき災害の想定や、その際の避難場所をあらかじめ決めておくことが効果的です。そして、災害の危険性が高まった場合には、自らの身は自分で守る「自助」の意識を念頭に置いていただき、気象情報や市が発令する避難情報を基に、皆様ご自身が、災害の危険性を判断し、適切な避難行動をとっていただきますようお願いいたします。

【防災まちづくり課 防災企画係】



校にエアコンを設置する予定です。また、各学校においては、児童生徒に熱中症の症状が出た、またはその兆しがあるときには、保健室等の涼しい場所へ移動、水分や塩分の補給、身体冷却等の応急処置を行うとともに、状況によっては、躊躇することなく救急車を要請するなど、様々な取組を実施しております。

そのような状況の中、小学校へのエアコンの設置・利用までは、しばらくお待ちいただくことになり、大変、ご不便をおかけしますが、児童生徒が健康・安全に過ごせるよう、今後も引き続き細心の注意を払いつつ対応してまいります。

【教育総務課 庶務係】



お問い合わせをさせていただきます。必ず氏名・住所・電話番号・メールアドレス（ある場合）を明記してください。（氏名等が無い場合は回答いたしかねます。）

■原則、回答を希望するものについては、おおむね2週間以内にお返します。なお、内容や状況により日数の掛かる場合がありますのでご了承ください。

■お寄せいただいたご意見等は、その内容・要旨を広報紙やホームページに掲載させていただきます。あらかじめご了承ください。掲載に当たっては、個人情報等の取扱いには十分注意し、個人が特定されることのないようにします。

■市政「未来ポスト」は、市政に対するご意見をいただく目的で設置させていただいています。個人・団体への誹謗中傷や営利目的の書き込み等は、ご遠慮ください。

企画広報課 広聴広報係  
☎0739(26)9963